

公益社団法人八代市シルバー人材センター

正会員会費規程

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人八代市シルバー人材センター(以下「センター」という。)定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 正会員は、年額 1,800 円の会費を納入するものとする。ただし、年度途中で正会員となった者については本条第4項の規定を適用する。

2 前項の会費の額については、次の各号に該当する正会員で、理事会の承認を得た場合は減額することができる。

(1) 正会員のうち、プラチナ会員として減額を申し出て、理事会の承認を受けた者・・・
100 円

(2) 正会員のうち、夫婦ともに正会員となり減額を申し出た者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）・・・900 円

ただし、すでに正会員となっていた者の配偶者が年度途中で正会員となった場合は、すでに正会員となっていた者の会費の額については、配偶者が正会員となった年の次年度以降この規定を適用する。

また、夫婦会員として減額を受けていた者のうち、いずれか一方の配偶者が会員の資格を喪失したときは、その次年度以降の会費の減額はしない。

3 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。ただし、年度途中で正会員となる者については、正会員となったとき納入する。

4 会費は年度途中で正会員となった場合にあっては、正会員となった日の属する月に応じて、次表に掲げる額を納入する。

ただし、プラチナ会員については、年度途中でプラチナ会員となった場合にあっては、会費の月割を適用しない。

(正会員となった月の月割額)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1,800	1,650	1,500	1,350	1,200	1,050
円	円	円	円	円	円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
900	750	600	450	300	150
円	円	円	円	円	円

(正会員のうち夫婦ともに正会員となった月の月割額)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
900	825	750	675	600	525
円	円	円	円	円	円

10月	11月	12月	1月	2月	3月
450	375	300	225	150	75
円	円	円	円	円	円

3 既納の会費は、年度途中において正会員の資格を消滅しても返還しない。

第3条 入会した年度の会費は入会の日現金で徴収し、翌年度以降の会費は4月に支払う3月分の配分金から会費相当額を控除することにより徴収する。3月分の配分金の額が会費の額に満たないときは、現金又は振込みにて納付するものとする。ただし、5月以降において会費が未納となっている場合は、5月以降に会費の額を上回る配分金の支払いがあったときに、その月の配分金から会費相当額を控除する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会で定める。

附則

この規程は、法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。